

埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

**自宅売却（リースバック契約）の
強引な勧誘にご注意!!**

ご自宅を
1,600万円で
買い取ります

家賃6万円で
住み続けられ
ますよ

考えさせて
ください

説明に
伺います





後日――

家族に売値が
安すぎると
言われたので
解約します

手付金の
返金と
違約金で
200万円です

それじゃ
解約できない!



3年後、業者から電話——

来月から家賃を
11万円にします
契約時に値上げが
あることは説明して
います

そんなに
払えない!



注意! 本当に大丈夫!?

キケン!

- 1 迷惑な勧誘はきっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝える
- 2 自宅を不動産業者に売却した場合 クーリング・オフはできません
- 3 売却後も住み続けたい場合は 家賃を支払い続けられるか確認

皆さんからの相談情報が、同様の被害防止につながります。

消費者
ホットライン



埼玉県マスコット
「さいたまもっち」

い や や!
TEL 188



埼玉県マスコット
「コバトン」

最寄りの相談窓口につながります！

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

彩の国  埼玉県

埼玉県県民生活部消費生活課：TEL 048-830-2935